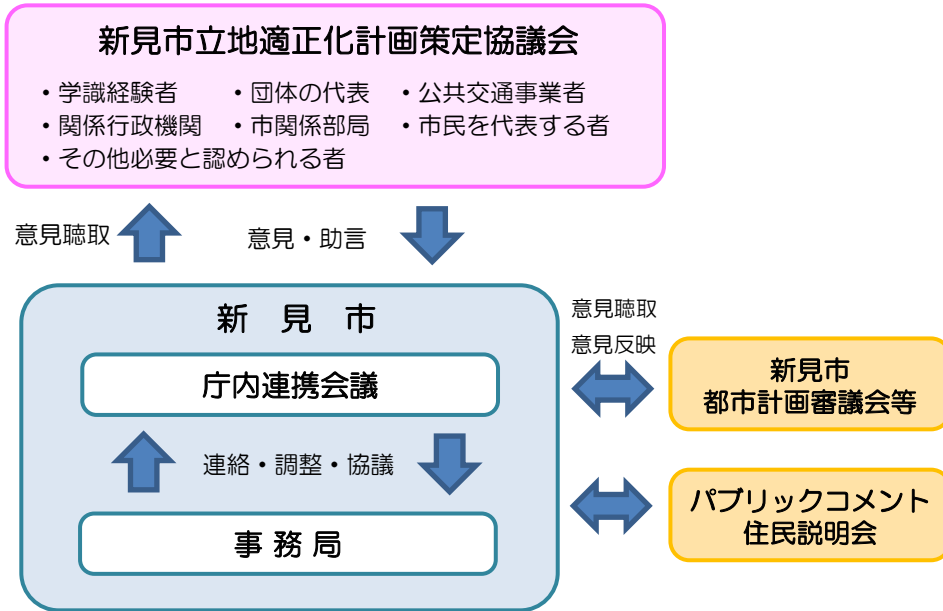


資料編

1. 立地適正化計画の策定体制



2. 立地適正化計画策定の経緯

年度	年月日	会議名等
令和2年度	令和2年 8月 5日	第1回市内連携会議
	令和2年10月 中旬	市内連携個別ヒアリング
	令和3年 2月 1日	第1回新見市立地適正化計画策定協議会
	令和3年 3月16日	第2回新見市立地適正化計画策定協議会
令和3年度	令和3年 6月13日	第2回市内連携会議
	令和3年 7月16日	第3回新見市立地適正化計画策定協議会
	令和3年 9月28日	第4回新見市立地適正化計画策定協議会
	令和3年11月24日	令和3年度新見市都市計画審議会
	令和3年12月	パブリックコメント
	令和3年12月11、15日	新見市立地適正化計画説明会
	令和4年 1月14日	第5回新見市立地適正化計画策定協議会



3. 新見市立地適正化計画策定協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 新見市立地適正化計画（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第81条第1項の規定により市が作成する計画をいう。以下「立地適正化計画」という。）の策定にあたり、本市の良好なまちづくりに資するよう広く意見を聴取し、幅広い観点から検討するため、新見市立地適正化計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 立地適正化計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(委員)

第3条 協議会の委員は12人以内で組織し、次に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 公共交通事業を代表する者
- (4) 市議会の議員
- (5) 市民を代表する者 等

(任期)

第4条 委員の任期は、立地適正化計画の策定にかかる事務が終了するまでとする。ただし、公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いた時に委員の職を失うものとし、後任として委嘱された委員の任期は、前任の委員の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会には、会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、会務を総括し組織を代表する。
- 3 会長に事故がある時は、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことはできない。
- 3 協議会の会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。
- 4 協議会は原則として公開とする。ただし、協議会を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障があると認めるときは、この限りではない。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。



附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 第6条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる協議会は、市長が招集する。

4. 新見市立地適正化計画策定協議会委員名簿

氏名	所属及び役職等	備考
橋本 成仁 (会長)	岡山大学学術研究院環境生命科学学域 教授	要綱第3条第1号 (学識経験を有する者)
阿部 典子	特定非営利活動法人みんなの集落研究所 首席研究員	要綱第3条第1号 (学識経験を有する者)
柳迫 三寛	新見公立大学健康科学部地域福祉学科 助教	要綱第3条第1号 (学識経験を有する者)
相原 敏男	新見商工会議所 専務理事	要綱第3条第2号 (関係団体を代表する者)
太田 隆正	一般社団法人新見医師会 会長	要綱第3条第2号 (関係団体を代表する者)
矢田貝 誠	社会福祉法人新見市社会福祉協議会 常務理事	要綱第3条第2号 (関係団体を代表する者)
木村 尚紀	備北バス株式会社営業部 部長	要綱第3条第3号 (公共交通事業を代表する者)
小郷 昌一 (令和3年4月23日まで)	新見市議会産業建設常任委員会 委員長	要綱第3条第4号 (市議会の議員)
西川 照雄 (令和3年4月28日から)		
杉 紀子	新見市都市計画審議会 委員	要綱第3条第5号 (市民を代表する者)
田原 隆盛	新見みらいづくり会議実行委員会 実行委員長	要綱第3条第5号 (市民を代表する者)

任期：令和3年2月1日から令和4年3月31日



5. 用語解説

あ

●液状化

地震の振動により地盤が液状の性質を示し、地表の構造物の沈み込みが発生する現象。

か

●課税所得

給与所得から扶養控除などの控除を差し引いた所得で、税金がかけられる所得。

●既存ストック

これまでに整備され所有しているものことで、具体には道路、公園、下水道等の都市基盤施設や住宅、商業施設、業務施設、工業施設等。

●居住誘導区域

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域。新見市では「まちなか居住区域」という。

●高齢化率

65歳以上人口が総人口に占める割合。

●コモンズ

身のまわりの公共施設・公共空間。

●コンパクト・プラス・ネットワーク

人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能

を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めることをいう。

さ

●市街化調整区域

現在市街地を形成しているエリアや、今後概ね10年以内に積極的に開発や整備を行うことによって、住宅や店舗などを増やし市街化を促進するエリアを「市街化区域」といい、市街化を抑制する区域で、一般的な建築物を建てられないエリアを「市街化調整区域」という。

●自助・共助・公助

個人や家庭による自助努力、地域の連携による助け合い、公的な制度によるサービスの供給のことをいう。

●持続可能な

地域・地球環境や自然環境が適切に保全され、資源も使いすぎず、将来の世代が必要とするものを損なうことなく、現在の世代の要求を満たすような開発が行われている状態をいう。

●指定緊急避難場所

命を守ることを最優先に、災害の危険から逃れる事を目的とし、市が指定した施設や場所。

●集合住宅

アパートやマンション等、1棟の建物に壁や床で区切られて独立した複数の住宅が区画されて存在している住宅。



- 人口カバース率
そのエリアに住む人口が総人口に占める割合。
 - 人口集中地区(DID)
市区町村の区域内で人口密度が4,000人/km²以上の基本単位区(国勢調査における調査区)が互いに隣接して人口が5,000人以上となる地区。
 - 浸水想定区域(計画規模)
概ね100年~150年に1回起こる程度の降雨量を基に想定した洪水により浸水が想定される区域。
 - 浸水想定区域(想定最大規模)
想定しうる最大規模の降雨量(概ね1,000年に1回起こる程度の降雨量)を基に想定した洪水により浸水が想定される区域。
 - 生活機能集積区域
新見市では、都市機能誘導区域に位置付けないものの、市民生活に必要な機能の立地や、具体の整備事業の計画等がある区域で、将来的に都市機能誘導区域への移行を検討する区域のことをいう。
- た
- 地域コミュニティ
人々が共同体意識を持って共同生活を営む一定の地域、その人々の集団、地域社会、共同体のことをいう。
 - 小さな拠点づくり
小学校区等複数の集落が集まる基礎的な生活圏の中で、分散している様々な生活サービスや地域活動等をつなぎ、人、モノ、サービスの循環を図ることで、生活を支える新しい地域運営の仕組みを作ろうとする取組のことをいう。
 - 低未利用地
利用されていない土地(未利用地)と、周辺の土地に比べて利用の程度が低い土地(低利用地)のことをいう。
 - 都市機能増進施設
居住者の共同の福祉や利便性の向上を図るために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
 - 都市機能誘導区域
都市機能誘導区域は、医療・福祉・商業等の都市機能を都市拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。
 - 都市計画区域
一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域として県が指定した区域。
 - 都市計画道路
市街地の道路条件の改善や計画的な都市づくりのために、都市計画施設としてつくる道路。
 - 都市施設
都市での諸活動を支え、市民生活に必要な都市の骨組みを形作する道路、公園、下水道等の施設で、都市計画に定めることができる。都市計画に定められる(都市計画施設)と事業が円滑に実施できるよう規制が課される。



- 土砂災害警戒区域
土砂災害のおそれのある区域。イエローゾーンとも呼ばれる。
- 土砂災害特別警戒区域
建物が壊れて命に危険が生じるおそれのある区域。レッドゾーンとも呼ばれる。
- (土地)区画整理事業
土地所有者等が土地の一部を提供し、それを道路や公園等の新たな公共施設を生み出す方法で、より利用価値の高い整然とした市街地を整備する事業。

な

- 南海トラフ地震
南海トラフ沿いを震源として発生すると予測されている海溝型地震で、西日本を中心に甚大な被害を及ぼすと予測されている。その最大規模の地震を「南海トラフ巨大地震」という。

は

- バリアフリー
高齢者や障がい者が社会生活していく上で障壁(バリア)となるものを除去(フリー)することで、物理的、社会的、制度的、心理的な障壁、情報面での障壁等の全ての障壁を除去しようという考え方。
- PDCA サイクル
Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法。

- 避難行動要支援者
災害発生時や災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが難しく、避難するための特段の支援を要する者。

- 保安林
水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するために指定される森林。保安林では、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、立木の伐採や土地の形質の変更等が規制される。

ま

- まちなか居住区域
都市再生特別措置法に基づいて定める「居住誘導区域」であり、新見市では「居住誘導区域」という。

- まちなか居住準備区域
新見市では、まちなか居住区域のうち、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)及び未対策の土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と重なる箇所のことで、一定の防災対策工事が完了した土砂災害警戒区域(イエローゾーン)については、今後の計画見直しにおいて、まちなか居住区域への編入を検討する区域をいう。

や

- 遊水池
河川に接する土地の一部を堤防で囲み、その中を掘り下げて造り、洪水時の河川の流水を一時的に氾濫させる場所。



●誘導施設

都市機能誘導区域に誘導しようとする施設。

●用途地域

都市計画において都市を住宅地、商業地、工業地等の13種類に区分した地域のこと。用途地域が指定されると、地域の目的に応じて、建てられる建物の種類が決められる。

- ① 第一種低層住居専用地域
- ② 第二種低層住居専用地域
- ③ 第一種中高層住居専用地域
- ④ 第二種中高層住居専用地域
- ⑤ 第一種住居地域
- ⑥ 第二種住居地域
- ⑦ 準住居地域
- ⑧ 田園住居地域
- ⑨ 近隣商業地域
- ⑩ 商業地域
- ⑪ 準工業地域
- ⑫ 工業地域
- ⑬ 工業専用地域

●要配慮者利用施設

社会福祉施設、学校、医療施設、その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設。

ら

●立地適正化計画

都市全体の構造を見渡しながら、居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導・集約したコンパクトな都市と、それと連携した持続可能な地域公共交通ネットワークの形成を推進するために市町村が策定する計画。